ミニレポート vol.31

中小企業でも義務化! 長時間労働者に 対する医師の面接指導



ウチヌノ人事戦略事務所 社会保険労務士 内布 誠

中小企業でも義務化! 長時間 労働者に対する医師の面接指導

◆4月からは中小企業でも義務化

「長時間労働者を対象とした医師による面接指導等の実施」については、平成 18 年に改正された労働安全衛生法で義務化されました(同法第66条の8)。 過重労働による健康障害を防止し、労働者の安全と健康の確保を推進するためです。

この面接指導等の実施については、従業員が常時50人未満の事業場についてはこれまで2年間猶予されていましたが、今年の4月からは義務化されています。つまり、すべての事業場において長時間労働者に面接指導を実施し、医師の意見を聴いて措置を講じなければならなくなったのです。

◆どんなことを行わなければならないか

面接指導は「問診その他の方法により心身の状況を 把握し、これに応じて面接により必要な指導を行う こと」とされており、対象となるのは「時間外・休 日労働時間が1カ月当たり100時間を超え、かつ、 疲労の蓄積が認められる者」であって、会社に申出 を行った労働者です(ただし、1カ月以内に面接指 導を受けた労働者で医師が面接指導を受ける必要が ないと認めた場合は除かれます)。 基本的には、会社が指定した医師が行う面接指導を 受けることになりますが、労働者が希望する場合は、 他の医師の行う面接指導を受けることもでき、その 場合は結果を証明する書面を会社に提出する必要が あります。 そして、会社はその結果を記録しておく 必要があります。

また、会社は、医師の意見を聴いて、必要があると認められたときは、労働者の実情を考慮しながら、以下のような措置を講じなければなりません。この考え方は健康診断(安衛法第66条の5)と同様のものです。

- ・就業場所の変更
- ・作業の転換
- ・労働時間の短縮
- ・深夜業の回数の減少
- ・医師の意見の衛生委員会もしくは安全衛生委員会 または労働時間等設定改善委員会への報告

◆その他の留意点

なお、(1)時間外・休日労働時間が1カ月あたり 80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者、 (2)事業場において定めた基準に該当する(時間 外・休日労働時間が1カ月 45時間を超えた者は対 象とすることが望ましい)者についても、努力義務 としての面接指導の対象となります。面接指導の対 象となる労働者以外の労働者であっても、予防的な 意味から、会社は必要な措置を講ずることが重要と されています。